

災害見舞金 請求書

京都市職員共済組合

組合員が記入するところ	組合員の 記号・番号	記号 番号	所属	電話
	標準報酬の級・ 号 級 及 び 額	級	円	
	罹(り)災年月日	年 月 日	罹(り)災の場所	
	罹(り)災の原因 及 び その状況			
	上記のとおり請求します。 (あて先) 京都市職員共済組合理事長 住所 組合員(請求者)の 氏名 [自宅・携帯] 電話 () -	年 月 日	事務取扱者	

《提出にあたっての注意事項》

- 組合員が水震火災その他の非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたときに支給対象となります。
- 裏面の市町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるとともに添付書類を添えて提出してください。
- 災害見舞金の額は、住居と家財で別に算定しますが、合算して標準報酬月額の3か月分が上限となります。
- 支給対象となる住居は、組合員が現に住んでいる建物です。
- 家財とは、家具、調度品、寝具、衣服など「住居以外の社会生活上必要な一切の財産」のことをいいますが、不動産・現金・有価証券・貴金属などは含まれません。
- 同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、それぞれに支給されます。(それぞれ請求書が必要です。)

共済組合受付印		共 濟 組 合 事 務 处 理 欄				
		支 給 額	標準報酬月額	円 ×	か月分 ×	= 円
				(損害の程度により0.5~3.0)		

市区町村長、消防署長または警察署長の証明欄	組合員の記号・番号	記号	番号	
	罹(り)災者の氏名		罹(り)災の日	年 月 日
	罹(り)災の場所			
	罹(り)災の原因及びその状況 並びに損害の程度			
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 職名 証明者 氏名			

印

《添付書類》

水震火災その他の非常災害により 住居・家財に損害を受けたことを 証明する書類	① 上記の証明欄に、市区町村長、消防署又は警察署長の証明を受けたもの ② 罹(り)災証明書 ③ その他非常災害による損害を受けたことを証明する書類
損害の程度を証明する書類	① 罹災状況報告書 ② 家財損害状況内訳書 ③ 損害の状況が分かるすべての室内の写真（家財についても、損害を受けていないものも含め、すべて撮影してください。） ④ (損害保険等の対象となっている場合) 保険会社等が発行した保険金の支払に関する通知書 ⑤ (自家所有の場合) 工事業者等の見積書
(組合員死亡のとき) 遺族の順位を証明する書類	組合員及び請求者が記載されている戸籍謄本